

一般廃棄物搬入申請書 (記入例)

年 月 日

泉北環境整備施設組合 管理者 様

泉北環境整備施設組合ごみ処分手数料に関する条例施行規則第3条第1項第1号の規定に基づき、下記事項を確認し、下記のとおり一般廃棄物の搬入を申請します。

(必ずボールペン等で記入してください。鉛筆での記入は、受付できません。)

搬入時間：月曜日～金曜日の12時45分～16時30分 (土曜日・日曜日・祝日は搬入できません。)				
申 請 者	住 所	和泉 市 舞 町 87 番地	電話番号	0725-41-2030
	氏名又は 事業所名	泉北 太郎 泉北	業 種 <small>(事業所の場合)</small>	事業所の場合、 記入してください。
	ごみの 発生場所	(住所と異なる場合のみ記入してください。) 上の住所と異なる場合、記入してください。		
	搬入車両	いずれかに✓を付けてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 普通車 <input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 軽トラ <input type="checkbox"/> トラック (t車) 車両登録番号 (ナンバー) 和泉 500 あ 12 - 34		
ごみの 種 類	いずれかにを付けてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅から排出されたもの <input type="checkbox"/> 事業活動によって排出されたもの ごみの種類を具体的に記入してください。(例：たんす、机、書類、生ごみ) 例 タンス、机			
リユース リサイクル	クリーンセンターでは、搬入されたごみのうち、再利用できるものは可能な限り再利用しています。 リユース・リサイクルの承諾について、 <u>同意できない方は✓を付けて下さい。</u> <input type="checkbox"/> 同意しない。			
備 考	(申請者とごみの搬入者が違う場合は、搬入者の氏名・住所・電話番号を記入してください。) 上の申請者と実際にごみを搬入する方が違う場合、記入してください。			

以下のことを確認しました。

- 1 別記の搬入許可条件を遵守してください。
- 2 本人確認のため、身分証明書の提示をお願いする場合があります。
- 3 搬入は1日1回です。
- 4 記載内容について相違があった場合や虚偽が判明した場合及び搬入許可条件を満たさない場合には、搬入をお断りします。
- 5 ごみの重量に応じ、条例で定めるごみ処分手数料が必要です。
(ごみの計量は、本クリーンセンターの計量機によるものとします。)

2017.04 泉北環境

泉北環境整備施設組合 泉北クリーンセンター
和泉市舞町87番地 電話0725-41-2030

※ごみの出し方・分別方法は、泉北クリーンセンター「ごみ分別辞典サイト」をご利用ください。
泉北クリーンセンター「ごみ分別辞典サイト」 URL: <http://www.gomisaku.jp/0043/>



搬入許可条件

- 1 泉大津市、和泉市、高石市以外で発生した廃棄物は、搬入できません。
- 2 事業所内では必ず一般廃棄物搬入申請書を携帯し、担当係員の指示に従ってください。
- 3 運搬車両はごみ飛散防止のためシート等で被覆してください。
- 4 二輪車及び最大積載量が4トンを超えるダンプでの搬入はできません。
- 5 可燃物、不燃物、資源物を必ず分別してください。
- 6 ごみの投入に時間を要する場合は、2名以上で搬入してください。
- 7 以下の搬入禁止物を搬入しないこと。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条で定める産業廃棄物
 - (2) 関係法令によりリサイクルすることが義務付けられた廃棄物
 - (3) 焼却炉の燃焼過程において生活環境の保全に支障を来すおそれのある
廃棄物
 - (4) 爆発物
 - (5) 土砂、がれき等の不燃物
 - (6) 犬、猫、家畜等の動物の死体
 - (7) 液状の廃棄物
 - (8) 焼却炉の運転管理に支障を来すおそれのある廃棄物
 - (9) ごみ処理施設の維持管理上、不相当と認められる廃棄物